

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 1 月 27 日 (金) 第 382 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (3 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 5
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 6

公 告

- 令和 4 年度行政書士試験合格者公告 (市町村課取扱い) 6
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 6
- 落札者等の公告 (会計課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第73号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 1 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市本名町6924番17
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第74号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 1 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島郡三島村黒島字向川161番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び三島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第75号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 5 年 1 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
大島郡龍郷町大勝字長道1048番1・1067番・1097番・1100番3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第76号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 5 年 1 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 事業所 | | 指定居宅サービス事業者 | | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|----------|---------|-------------|------------|--------|--------|---------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 大口温泉リハビリ | 伊佐市大口青木 | 医療法人社団隼 | 伊佐市大口青木 | 松本 滋 | 令和 4 年 | 通所リハ |

| | | | | | | |
|-------------------------|------------------|-------------------|------------------|-------|-----------|-------------|
| リテーション病院 | 3022番地34 | 仁会 | 3022番地34 | | 3月31日 | ピリテーション |
| 訪問看護ステーションもの実 | 日置市伊集院町徳重二丁目5番地5 | 医療法人佑志会 | 日置市伊集院町徳重二丁目5番地5 | 守屋 豪貴 | 令和4年5月31日 | 訪問介護 |
| 憩いのダイ・サービスピーチツリー | 日置市伊集院町徳重二丁目8番地3 | 医療法人佑志会 | 日置市伊集院町徳重二丁目5番地5 | 守屋 豪貴 | 令和4年5月31日 | 通所介護 |
| 特定非営利活動法人介護移送きりしま | 始良市平松5913番地5 | 特定非営利活動法人介護移送きりしま | 始良市平松5913番地5 | 谷元 真一 | 令和4年6月15日 | 訪問介護 |
| 徳光苑ホームヘルパーステーション | 指宿市山川岡児ヶ水1211番地 | 社会福祉法人尚徳会 | 指宿市山川岡児ヶ水1212番地1 | 橋口 尚文 | 令和4年6月30日 | 訪問介護 |
| ユニット型老健グランアージュ | 出水市平和町236番地 | 医療法人吉祥会 | 出水市平和町336番地 | 吉井 八郎 | 令和4年6月30日 | 訪問リハビリテーション |
| 社会福祉法人知名町社会福祉協議会通所介護事業所 | 大島郡知名町瀬利覚287番地 | 社会福祉法人知名町社会福祉協議会 | 大島郡知名町瀬利覚287番地 | 宗岡須賀美 | 令和4年6月30日 | 通所介護 |

鹿児島県告示第77号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和5年1月27日

鹿児島県知事 塩田康一

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------------|----------------------|---------------------|---------------------|--------|----------|----------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| かごしまリハビリ訪問看護ステーション | 始良市加治木町本町119李一遊201号室 | 株式会社東京リハビリテーションサービス | 東京都千代田区神田小川町一丁目8番地8 | 谷 隆博 | 令和4年5月1日 | 訪問看護 |
| 介護老人保健施設希望 | いちき串木野市春日町116番地 | 医療法人聖愛会 | いちき串木野市春日町116番地 | 中俣いづみ | 令和4年5月1日 | 短期入所療養介護 |
| ヘルパーステーションやどかりのおうち。 | 鹿屋市寿五丁目26-38 | 医療法人紡倫会 | 鹿屋市寿五丁目26-38 | 白石 匡史 | 令和4年7月1日 | 訪問介護 |
| 医療法人徳洲会訪問看護ステーションゆんぬ | 大島郡与論町大字茶花字赤佐241番地11 | 医療法人徳洲会 | 大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号 | 安富祖久明 | 令和4年7月1日 | 訪問看護 |
| つむぎ訪問看護ステーション | 大島郡与論町茶花1613番地 | 株式会社まなび島 | 大島郡与論町茶花130番地 | 田畑 香織 | 令和4年7月1日 | 訪問看護 |

鹿児島県告示第78号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和5年1月27日

鹿児島県知事 塩田康一

| 施 設 | | 介護医療院の開設者 | | | 許可年月日 | サービスの種類 |
|-------------|------------------|-----------|------------------|--------|--------------------|-----------|
| 名 称 | 所在地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 国分中央病院介護医療院 | 霧島市国分中央一丁目25番70号 | 医療法人美崎会 | 霧島市国分中央一丁目25番70号 | 藤崎 剛斎 | 令和 4 年 5 月 20 日 | 介護医療院サービス |

鹿児島県告示第79号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和 5 年 1 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 事 業 所 | | 指定介護予防サービス事業者 | | | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|-----------------|-----------------|---------------|-----------------|--------|--------------------|-----------------|
| 名 称 | 所在地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 大口温泉リハビリテーション病院 | 伊佐市大口青木3022番地34 | 医療法人社団隼仁会 | 伊佐市大口青木3022番地34 | 松本 滋 | 令和 4 年 3 月 31 日 | 介護予防通所リハビリテーション |
| ユニット型老健グランアージュ | 出水市平和町236番地 | 医療法人吉祥会 | 出水市平和町336番地 | 吉井 八郎 | 令和 4 年 6 月 30 日 | 介護予防訪問リハビリテーション |

鹿児島県告示第80号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和 5 年 1 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 事 業 所 | | 申 請 者 | | | 指定年月日 | サービスの種類 |
|----------------------|----------------------|---------------------|---------------------|--------|-------------------|--------------|
| 名 称 | 所在地 | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| かごしまりハビリ訪問看護ステーション | 始良市加治木町本町119李一遊201号室 | 株式会社東京リハビリテーションサービス | 東京都千代田区神田小川町一丁目8番地8 | 谷 隆博 | 令和 4 年 5 月 1 日 | 介護予防訪問看護 |
| 介護老人保健施設希望 | いちき串木野市春日町116番地 | 医療法人聖愛会 | いちき串木野市春日町116番地 | 中俣いづみ | 令和 4 年 5 月 1 日 | 介護予防短期入所療養介護 |
| 医療法人徳洲会訪問看護ステーションゆんぬ | 大島郡与論町大字茶花赤佐241番地11 | 医療法人徳洲会 | 大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号 | 安富祖久明 | 令和 4 年 7 月 1 日 | 介護予防訪問看護 |
| つむぎ訪問看護ステーション | 大島郡与論町茶花1613番地 | 株式会社まなび島 | 大島郡与論町茶花130番地 | 田畑 香織 | 令和 4 年 7 月 1 日 | 介護予防訪問看護 |

鹿児島県告示第81号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 5 年 1 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|---------------------------------------|----------|-------------------|--------------------|
| 伊仙町 | 令和 2 年 7 月 31 日から 令和 4 年 3 月 9 日まで | 地籍図及び地籍簿 | 伊仙町大字伊仙及び大字検福の各一部 | 令和 5 年 1 月 18 日 |

鹿児島県告示第82号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 5 年 1 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|-----------------------|
| 土石流 | 長島町 | 土・大島 1 及び土・汐見下 1 |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第83号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 5 年 1 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|---|
| 急傾斜地の崩壊 | 長島町 | 急・馬場ノ下 1, 急・ニガキ平 1, 急・竹添 1, 急・川畑 1, 急・穴ノ寄 1, 急・宮ノ後 1, 急・平ノ迫 1, 急・浦田 1, 急・塩屋ノ上 1, 急・寄ノ山 1, 急・京泊り 1, 急・平迫 1, 急・千年原 1 及び急・上渡 1 |
| 土石流 | 長島町 | 土・牛川 1, 土・行人平 1, 土・瀬戸ノ坂 1, 土・芋洗川 1, 土・長尾迫 1, 土・宇都迫平 1, 土・丸尾平 1, 土・大島 1, 土・水無 1 及び土・梅迫 1 |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第84号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和 5 年 1 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称 |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊 | 長島町 | 急・馬場ノ下 1, 急・ニガキ平 1, 急・竹添 1, 急・川畑 1, 急・穴ノ寄 1, 急・宮ノ後 1, 急・平ノ迫 1, 急・浦 |

| | | |
|-----|-----|---|
| | | 田 1, 急・塩屋ノ上 1, 急・寄ノ山 1, 急・京泊り 1, 急・平迫 1, 急・千年原 1 及び急・上渡 1 |
| 土石流 | 長島町 | 土・行人平 1, 土・芋洗川 1, 土・長尾迫 1 及び土・丸尾平 1 |

(「次の図」は, 省略し, その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。)

北薩地域振興局告示第 1 号

児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により, 次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 1 月 27 日

北薩地域振興局長 橋木宏幸

| 事業所 | | 申請者 | | | 指定年月日 | 障害児通所支援の種類 |
|--------------|-------------------|----------|---------------|--------|----------------|------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 児童発達支援施設あすなる | 出水市米ノ津町 44 番 32 号 | 一般財団法人大樹 | 出水市麓町 1345 番地 | 木下 進 | 令和 5 年 1 月 1 日 | 児童発達支援 |

公 告

令和 4 年度行政書士試験合格者公告

行政書士法 (昭和 26 年法律第 4 号) 第 3 条の規定により実施した令和 4 年度行政書士試験の合格者は, 次のとおりである。

令和 5 年 1 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 受験番号 | 受験番号 | 受験番号 |
|---------|---------|---------|
| 9110006 | 9110007 | 9110012 |
| 9110021 | 9110035 | 9110037 |
| 9110042 | 9110048 | 9110052 |
| 9110060 | 9110083 | 9110096 |
| 9110106 | 9110113 | 9120001 |
| 9120004 | 9120006 | 9120008 |
| 9120016 | 9120021 | 9120022 |
| 9120026 | 9120031 | 9120032 |
| 9120038 | 9120039 | 9120045 |
| 9120054 | 9120059 | 9120075 |
| 9120096 | 9120134 | 9120154 |
| 9120155 | 9120181 | 9120208 |
| 9120209 | 9120237 | 9120244 |
| 9120262 | 9120279 | 9120303 |
| 9120343 | 9120353 | 9120359 |
| 9120360 | 9120389 | |

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は, 完了した。

令和 5 年 1 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 (2 工区)

- 霧島市国分中央三丁目696番1の一部, 697番1の一部及び696番1地先里道の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
霧島市隼人町西光寺521番地1
あいら農業協同組合
代表理事 中條秀二
-

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 5 年 1 月 27 日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
総合事件管理システムの賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 11 月 28 日
- 4 落札者の氏名及び住所
リコーリース株式会社
東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
- 5 落札金額
63,848,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 4 年 10 月 14 日